

クーリング・オフ制度を利用しましょう

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで消費者にとって不意打ちになるような取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば、原則として一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度です。

クーリング・オフの効果

- *支払った金額は全額返金されます。
- *商品等の引き取りにかかる費用は事業者の負担となります。

クーリング・オフができる契約の種類と期間

訪問販売	(アポイントメント・セールス、キャッチセールス、催眠(SF)商法を含む)	8日間
電話勧誘販売		
特定継続的役務提供	(いわゆるエステティックサロン、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	20日間
連鎖販売取引	(マルチ商法)	
業務提供誘引販売	(内職・モニター商法)	

クーリング・オフの方法

- 必ず書面で、契約をやめたい旨を書いて業者に通知します。
 - 発信したことが証明できるように、はがきを「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
 - 証拠として、必ず両面のコピーをとっておき、「特定記録」や「簡易書留」の受領証と一緒に大切に保管しましょう。
 - クレジット契約をしている場合には、クレジット会社へも書面を送りましょう。
- ※内容証明郵便で出す方法もあります。

記載例

裏

契約解除通知書

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 書面受領日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社名 〇〇株式会社
 担当者 〇〇〇氏

右記日付の契約は解除します。
 なお、すみやかに支払済の〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

住所 平成〇〇年〇月〇日
 氏名

表

郵便はがき

〇〇市〇〇町〇番地
 〇〇株式会社
 代表者様

あきらめないで!

事業者のウソや脅しによってクーリング・オフを妨害された場合は、期間が過ぎていても、その妨害が解消されるまではクーリング・オフができます。また、「消費者契約法」により契約を取り消すことができる場合もあります。あきらめないで、消費生活相談窓口へ相談しましょう。

